

平成20年3月31日

各位

住友信託銀行株式会社
コード番号： 8403

レポ取引に係る誤納金返還等請求訴訟の上告受理申立てについて

当社は、過去に海外市場で行ったレポ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして、平成14年に源泉所得税の納税告知及び不納付加算税賦課決定処分（以下「本件処分」）を受けました。これに対して、当社は、本件処分は法的根拠を欠く不当なものと判断し、東京地方裁判所において国及び麹町税務署長を相手方として本件処分の取消及び誤納金返還（返還請求額：約63億円）を求める訴訟を提起したところ、平成19年4月17日に当社の請求を全部認容する判決がなされ、相手方がこれを不服として東京高等裁判所において提起した控訴についても、平成20年3月12日にこれを棄却する判決がなされました。

本日相手方が上告受理を申し立てたとの趣旨の通知書を東京高等裁判所より受理しましたのでお知らせいたします。

当社としては、当社主張の正当性が確認された原判決及び控訴審判決は至極妥当なものであると考えており、今後相手方から提出される上告受理申立て理由書の内容を十分に精査し対応してまいります。

以上